

# 在外選挙これだけは必ず! -Q&A で調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員

提供日時 2010. 12. 29

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350



在外国民を対象にした選挙  
運動方法は何ですか?



“選挙運動”は選挙運動ができる人が候補者登録締切り日の翌日から選挙日前日まで(選挙運動期間)に限り可能です。

選挙運動期間	第 19 代国会議員選挙 : 2012.3.29 ~ 4.10
	第 18 代大統領選挙 : 2012.11.27 ~ 12.18

選挙運動ができる在外国民は選挙運動期間中①インターネット ホームページまたはその掲示板・チャットルームなどに選挙運動のための内容の情報を掲示したり、電子メールを送ることができ、②電話を利用したり③口頭での選挙運動ができます。また、候補者や政党などは①国内衛星放送施設を利用して放送広告または放送演説が可能で②インターネット報道機関を利用してインターネット広告ができます。一方、候補者や候補者になろうとする者は自身が開設したインターネット ホームページに限り選挙運動期間の可否に関係なく、いつでも選挙運動ができます。

他の方法では選挙運動はできません。

特に、団体はその団体の名義、またはその代表の名義で在外選挙権者を対象とした選挙運動は出来ず、韓国国際協力団、韓国国際交流財団、在外同胞財団の常勤役職員およびこれらの団体の代表者は在外選挙権者を対象に選挙運動はできません。

選挙管理委員会は政治的中立と  
公正な選挙管理を最優先しています